

事務連絡
令和元年 12 月 9 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全管理の徹底について （墜落・転落による死亡事故）

本年 11 月 12 日、埼玉県発注の改築工事において、作業員が可搬式の仮設足場の組立て作業中に、バランスを崩して、作業床から 3.4m 下の地面に墜落して死亡するという事故が発生しました。

本省にてヒアリングを行った結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・ 墜落制止用器具を着用していたが、使用できていなかった
- ・ 作業指揮者が作業を監視していなかった

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

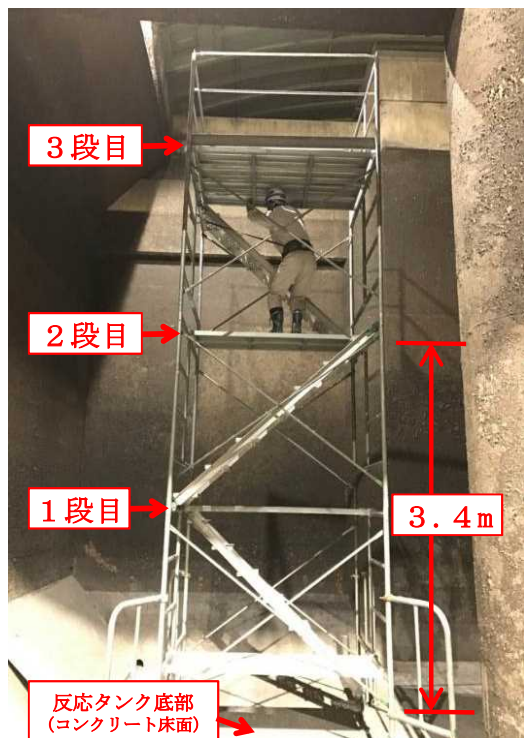
各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

事故発生状況と再発防止策 (R1.11.12 埼玉県)

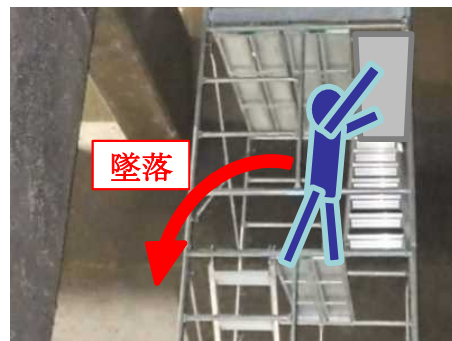
【事故発生状況】

- ・ 事故当日、罹災者は反応槽内において足場の組立作業に従事していた。
- ・ 組み立てていた足場は、三段の作業床で構成される可搬式の既製品であり、罹災者が2段目の足場から3段目の作業床を取付けようとした際に、バランスを崩して3.4m下のコンクリート製の底面へ墜落した。
- ・ 事故発生時、罹災者は腰部に墜落制止用器具を着用していたが、フックを手すりに掛けていなかったため、墜落を防ぐことができなかった。

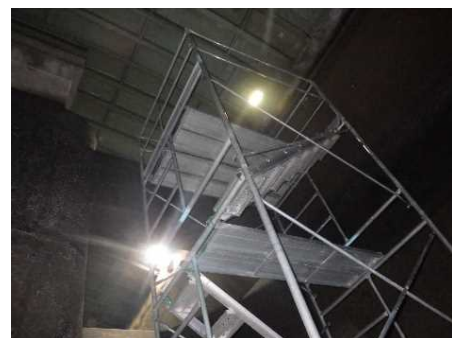
【状況写真】



足場の概要と高さ



事故時の状況



足場側面

【再発防止策】

1. 作業員全員へ安全教育を行い、墜落制止用器具の着用と適切な使用を徹底する。
2. 仮設材について、手すりの設置や側面にネットを張る等、物理的に墜落・転落事故が生じにくい環境を作る。
3. 作業指揮者を配置し、作業の監視・指導を強化するとともに、発注者においても定期的なパトロールを実施し、従事者全員の安全管理に対する意識の向上に努める。
4. 高所作業を伴う工事現場においては、注意喚起ポスターを掲示し、安全対策について継続的な意識の向上を図る。

【墜落・転落事故の再発防止策】

